

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 12 級に該当するとして、障害等級第 14 級として認定した原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社へ出勤途中、路上で転倒し左膝を打撲したため、翌日受診したところ「左膝挫傷、左半月板損傷、左膝部大腿骨骨軟骨下損傷、変形性関節症」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存したとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第 14 級に該当するとして、同等級に応じる障害給付を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

神経症状については、強度の疼痛が残存していることから、障害等級第 12 級の 12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当するものである。

また、左膝の可動域制限については、診断書等からみても障害等級第 12 級の 7「1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの」に該当するものである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 障害給付支給請求書裏面診断書では、「左膝屈曲制限、左大腿部筋萎縮」と記載されている。

(2) 左膝屈曲制限については、健側と比較したところ、障害等級に該当する程度とは認められない。

(3) 疼痛については、「通常の労務に服することはできるが、左膝にほとんど常時疼痛を残すもの」と認められる。

(4) 以上から本件は、障害等級第 14 級の 9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものとして支給決定したものである。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 左膝の機能障害については、左膝の可動域が健側の可動域角度の 4 分の 3 以下に制限されているものとは認められない。

イ 左下肢の神経症状の程度については、専門医の鑑定意見等から「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」と判断する。

(2) 結論

請求人に残存する障害の程度は、左下肢の神経症状として、障害等級第 12 級「局部にがん固な神経症状を残すもの」と認定するのが妥当であり、監督署長が請求人に対してした障害等級第 14 級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当でなく、取り消されなければならない。